平成２６年（フ）第１０５７号
京都市中京区西ノ京栂尾町111番地　二条市営住宅１棟203、前住所京都市右京区西院東今田町１番地
債務者　林　　俊和
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２４４号
兵庫県加古川市平岡町土山486番地の11、従前の住所兵庫県加古郡稲美町六分一1026番地の１
債務者　川原　智之
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４０７号
兵庫県姫路市網干区垣内本町2005番地１　M’ｓフレーズ弐番館105号室
債務者　山本　好則
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４７号
宮城県石巻市蛇田字新東前沼232番地１　サペリア東前沼Ｉ101号、前住所宮城県石巻市新橋１番64号
債務者　三浦　功次
1　決定年月日時　平成26年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第４７０号
栃木県宇都宮市野沢町105番地　県営野沢住宅５号棟22号室
債務者　成年被後見人　黒田　柾夫
1　決定年月日時　平成26年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第７９号
岐阜県美濃加茂市下米田町小山48番地９、前住所静岡県富士宮市上井出3845番地の３
債務者　塩川やす子
1　決定年月日時　平成26年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第９６７号
愛知県知多郡南知多町大字篠島字浦磯１番地の51
債務者　寄能　秀美
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６０号
三重県鈴鹿市下箕田４丁目16番８号
債務者　丹羽ひとみ
1　決定年月日時　平成26年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１３９号
滋賀県彦根市戸賀町28番地６
債務者　中村奈々絵
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第７２号
鳥取県境港市渡町2691番地
債務者　小西　由美
1　決定年月日時　平成26年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第６０号
広島県尾道市木ノ庄町木梨794番地２
債務者　佐野　光男
1　決定年月日時　平成26年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第２０９号
愛媛県松山市南久米町782番地９
債務者　宮崎　直子
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７４号
愛媛県松山市東長戸１丁目６番６号
債務者　友田　拓也
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６７号
宮崎市清水３丁目９番６号　瀬尾ビル10号
債務者　濵﨑　早男
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１５３号
神奈川県横須賀市追浜東町３丁目64番地　掛田マンション303
債務者　角野　一拓
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１５５号
神奈川県横須賀市池田町３丁目16番17号　フィオーレ湘南山手Ｂ―202
債務者　村松　京子
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１７１号
神奈川県三浦郡葉山町木古庭1599番地　永嶋アパート１Ｆ
債務者　長谷川政枝（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１４８号
富山市公文名４番地２　コスモス南103号
債務者　福田　俊博
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
富山地方裁判所民事部